

随意契約（相手方指定）調書

件 名	修繕契約（原公園複合遊具外 2 箇所）	No. 5200756
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年2月14日	
契 約 金 額	1, 5 0 3, 7 0 0 円（消費税込み）	

契 約 相 手 方	株式会社三榮企業 (法人番号 : 9012401010551)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	修繕契約（原公園複合遊具外 2 箇所）
選 定 業 者 （案）	名 称 ： 株式会社三榮企業 所在地： 東京都小金井市貫井南町四丁目 1 1 番地 3 6 号 代表者： 代表取締役 長嶋 孝衛
特 命 理 由	本件は、原公園、西尾久八丁目児童遊園及び町屋四丁目児童遊園の複合遊具が一部が破損したため、修繕を行うものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該複合遊具の製造・設置業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。 ② 当該修繕において、遊具の安全性を確実に担保するためには、当該遊具の専用部材を保有している上記業者のみに限られる。 ③ 上記業者は、区内の他公園等においても、遊具を納品しており、その遊具に対する修繕の履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。
そ の 他 特記事項	・ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）